

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

磐梯町長 佐藤 淳一

市町村名 (市町村コード)	磐梯町 (07407)
地域名 (地域内農業集落名)	横達地区 (横達)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・高齢化が進んでおり、担い手はいるものの新たな農地の受け手が必要である。
- ・有害鳥獣(特にイノシシ)の被害が増えており、被害防止対策が必要である。
- ・用水路の老朽化による修理や一部河川の改善が必要である。
- ・生産コストの増加及び作物価格の下落により生産意欲が低下している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地区内の農地利用は、中心経営体が担っていくほか、新たな担い手の受入を進める。
- ・農地中間管理機構を活用し、農地集約を進める。
- ・農地の維持・拡大のために、必要に応じて、農作業の委託を進める。
- ・農地の新たな受け手を確保するため、用水路や関連する河川の整備を進める。また、有害鳥獣対策も進める。
- ・共同活動継続に向けた体制づくりのため、地域の広域化、地域間の連携、多様な組織や非農業者との連携を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	37.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

日本型直接支払制度の対象農用地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
貸付け等の意向が確認された農地は、中心経営体への農地集積や新たな担い手の確保を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
機構への貸付を希望する農地は、受け手との協議により機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
補助事業や土地改良区の事業により用水路や関連する河川の整備を進め、耕作条件を改善する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、町やJAと連携しながら、認定農業者や新規就農者の確保に努め、農地をあっせんし、技術指導の支援を展開していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JA農作業受託者会を活用するとともに、今後も作業の効率化が期待できる事業者等の探索に努め、日本型直接支払制度を活用し委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策： 電気柵の設置の継続や有効な忌避剤等の活用、集落点検マップの作成
 ②有機・減農薬・減肥料： 有機農業の推進や講習会への参加及び研究
 ③スマート農業： デジタル技術やドローン等機材を活用しながら作業の簡素化や効率的な生産に取り組む
 ⑦保全・管理等： 日本型直接支払制度を活用しながらエリア内における農地の良好な保全と管理等に努める
 ⑧農業用施設： 野菜等転換に伴うパイプハウスの整備及び共同利用の検討